

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の規定により、全ての地方公共団体において財政健全化を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）を公表することが義務付けられました。

また財政健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準等を超えた場合は、財政健全化計画等を定めなくてはなりません。

以下に、清川村の令和3年度決算に基づく健全化判断比率と公営企業における資金不足比率を公表します。

2 健全化判断比率について

いずれの指標も健全段階となっています。

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (-5.84)	— (-8.06)	-1.9	— (-147.1)
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 表中において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示しています。

※ () 内は算定比率であり、黒字の場合は負の値で表示されます。

3 資金不足比率について

いずれの会計も資金不足を生じていません。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	

※ 表中において、資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

4 各指標について

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計となっています。

○ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

5 村の財政健全化について

令和3年度決算に基づく本村の健全化判断比率等はいずれの指標も基準値を大幅に下回り健全な状態と判断できます。

今後とも他の財政指標の推移も注視しながら、健全な財政運営を図ってまいります。